特許権	判決年月日	令和元年12月18日	担当	知財高裁第1部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10022号	部	

○ 発明の名称を「光学情報読取装置」とする特許について、被告において確認された製品(コードリーダ)と同様の特徴を持つ製品(コードリーダ)が本件特許の出願前に日本国内において公然実施されていたことを認定した上、公然実施されたコードリーダにビデオカメラ装置に関する周知技術を組み合わせることにより、周辺部の光量不足を緩和するために、読み取り対象からの反射光が絞りを通過した後で結像レンズに入射するよう、絞りを配置することによって、光学的センサから射出瞳位置までの距離を相対的に長く設定し、前記光学的センサの周辺部に位置する受光素子に対して入射する前記読み取り対象からの反射光が斜めになる度合いを小さくして、適切な読取りを実現することは、当業者が容易に想到することができたとされた事例。

(事件類型) 審決 (無効・認容) 取消 (結論) 棄却

(関連条文)特許法29条1項2号(平成11年法律第41号による改正前),2項(関連する権利番号等)無効2017-800103号事件,特許第3823487号判決要旨

1 本件は、発明の名称を「光学情報読取装置」とする原告の特許(出願日:平成9年 10月27日)について、被告が無効審判の請求をしたところ、同特許を無効とするとの 審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事 由として、公然実施発明に基づくものとしてされた進歩性の判断に誤りがあると主張した。

- 2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告の請求を棄却した。
- (1) 日本国内において公然実施をされたことの認定

ア 被告は、・・、平成29年3月9日、ウェルチアレン社製の二次元コードリーダ(製造年月「May1997」、モデル番号「44001」、製造番号「N-22-01454」。甲3製品)を解体した上、内蔵のCCDセンサの型番号等を確認し・・た。

また、被告は、同年1月10日、・・、ウェルチアレン社製の二次元コードリーダ(製造年月「July1997」、モデル番号「4400LR-13」、製造番号「N-30-00719」。甲45製品)を解体した上、内蔵のCCDセンサの型番号等を確認した。

甲3製品及び甲45製品は、いずれも、ソニー社製のCCDイメージセンサICX08 4AL(オンチップマイクロレンズを搭載したもの)を備え、さらに光学系として3枚の レンズからなる結像レンズ及びこれらのレンズの間の絞りを備えたものである。

イ アイニックス社により平成9年7月から平成10年にかけて作成された出荷台帳・によれば、本件特許の出願日である平成9年10月27日より前に、合計35個が入庫し、合計23個が出庫していることが記載されているほか、甲45製品と1番違いである「N-30-00718」のIT4400が平成9年8月7日に入荷し、平成10年3月19

日に株式会社ギブハウスに出荷されたことも記載されている。

ウ ・・甲3製品及び甲45製品と同様の特徴を持つ製品IT4400が本件特許の出願前に日本国内において公然実施されていたことが認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(2) 相違点1に係る容易想到性について

ア 周知技術の認定

- (ア) ・・本件特許の出願当時、複数の受光素子が2次元的に配列されるとともに、当該受光素子ごとに集光レンズ(マイクロレンズ)が設けられた光学的センサを用いたカメラ装置にあっては、その中心部と周辺部とにおける光の入射角の相違による周辺部の光量不足が、集光レンズを採用しないものより大きくなるという課題が存在し、その課題を解決するために、複数のレンズで構成される結合レンズに対し、絞りを被写体側に配置して中心部と周辺部との入射角の差を小さくすることにより、周辺部の光量不足を緩和することは、当業者の周知技術であったと認められる。
- (イ) ・・コードリーダであるIT4400は、A「複数のレンズで構成され、読み取り対象からの反射光を所定の読取位置に結像させる結像レンズ」と、B「前記読み取り対象の画像を受光するために前記読取位置に配置され、その受光した光の強さに応じた電気信号を出力する複数の受光素子が2次元的に配列されると共に、当該受光素子毎に集光レンズが設けられた、CCDエリアセンサである、光学的センサ」と、C「該光学的センサへの前記反射光の通過を制限する絞り」とを備えており、上記周知技術に係るビデオカメラ装置と共通する光学系及び撮像方式を採用していることからみても、ビデオカメラ装置と全く異なる技術分野に属するということはできない。
- (ウ) そして、上記周知技術が解決しようとした課題である周辺部の光量不足とは、撮像素子の受光素子ごとに、素子開口部より大きい口径のマイクロレンズを配設し、同レンズで集光する構成を採用したことにより生じる事象であり、用途がカメラ装置である場合に特有のものではなく、同様の光学系及び撮像方式を採用したコードリーダであるIT4400においても生じ得る事象であることは、当業者が普通に認識することができたものというべきである。

イ 容易想到性

このように技術分野と課題が共通することからすると、公然実施されたIT4400に 上記周知技術を組み合わせて、周辺部の光量不足を緩和するために、「読み取り対象から の反射光が絞りを通過した後で結像レンズに入射するよう、絞りを配置することによって、 光学的センサから射出瞳位置までの距離を相対的に長く設定し、前記光学的センサの周辺 部に位置する受光素子に対して入射する前記読み取り対象からの反射光が斜めになる度合 いを小さくして、適切な読取りを実現」することは、当業者が容易に想到することができ たというべきである。